

棒を張りしり解建後には旧に信し努力以て
ます水び、之節は幾重に七回負昂り程に殊に
致しませう。

小型自動車争議團員一同

佛華若様

別記

(原文ノ傍)

拜復八月九日付小型自動車運転手一同名義ヲ以テ内
容証明ニ依ル通告状本日午前九時正ニ接テ致シ候然
ル処會社ノ規則ヲ無視シ會社ノ指揮監督ニ差カス業
業ニ從事セラル、事全然承認致シ難ク候ニ付強ク

之ヲ実行セラル、場合ハ會社ノ相替規則ニ照シ断然
タル処分ニ出ツ、ク候間此際慎重再考ノ上會社ノ
營業規則ニ準拠シ營業ニ從事セラル、標重ネテ及
勸告候也

大正十五年八月十日

小型自動車株式会社
殿